

令和5年度第2回廃校施設の利活用に係る地域との意見交換会（志染地区） 議事録

1 日時 令和6年2月27日（火） 午前10時～11時15分

2 会場 志染町公民館 会議室

3 出席者 地域：代表者9名

市：総合政策部長、総務部長、企画政策課長、財政課長、
経営管理課長、建築住宅課長、教育施設課長、志染
町公民館長

4 意見交換の内容（文言及び内容を要約、抜粋しています）

（地域）

まちづくり協議会での事業承認や立地地区等への住民説明会はいつまでに実施すれば良いのか。

（市）

6月補正予算での改修工事を予定しているため、予算要求時期である4月下旬までには実施いただきたい。

（地域）

兵庫県との調整の結果、開発審査会で地域利活用案について許可を得ることができたとのことだが、開発審査会で許可が下りれば体育館を使用できると思っていた。もっと早く体育館を利活用することはできないのか。

（市）

開発審査会での許可の後に、建物の用途を変更するための手続き及び改修工事が必要となる。体育館については、改修工事は不要となるので、用途変更の手続きが済めば使用可能になるが、体育館の利活用について、事業開始の準備はできているのか。また、他の地域利活用案よりも先行して実施するとなると、維持管理費を体育館事業のみで負担することになるが、資金面に課題はないのか。

（地域）

スポーツクラブ21はこれまで、体育館は利用者として利用するだ

けで、体育館の運営はしたことがない。ノウハウもなく、維持管理費もわからない中では、事業の実施は難しい。スポーツクラブ21の中には、事業実施に反対の声もある。維持管理費を把握するために、お試し利用に先行して数カ月だけでも利用することはできないか。

(市)

体育館の利活用にあたっては、スポーツクラブ21内で十分に検討いただきたい。用途変更の手続きが完了すれば、維持管理費をつかんでいただくためにも先行して実施することは可能である。

(地域)

お試し利用の期間やお試し利用よりも先行して実施する期間は、市で光熱水費を負担してもらえないのか。

(市)

当初から説明をしているとおり、地域利活用案については、イニシャルコストである施設整備費は負担するが、維持管理費等のランニングコストはお試し利用であっても市が負担することはしない。お試し利用が終わったのちの本稼働の際には、もっと多くの費用が掛かることから、お試し利用であっても、光熱水費を支払えるだけの資金繰りを調整いただきたい。

また、地域利活用案のランニングコストを負担しないという方針は他の廃校施設が立地する地区にも同様に説明をしており、特に吉川地区はその条件では地域利活用は難しいと判断され、民間公募での利活用で進んでいる。当初の条件を変更することはできない。

(地域)

グラウンドでオートキャンプ場を実施する予定であったが、キャンプブームが下火になってきているので、キャンプ場としての活用はもう考えていない。コンテナハウスを設置した宿泊施設やフットサル場として活用することは可能か。

(市)

県に確認をしないとわからないが、コンテナハウスは建築物にあたると思われる。建築物となれば、今回の開発審査会で認められた用途以外での設置は認められない。

(地域)

スポーツクラブ 21 による体育館利用と屋外でのワークショップに係る倉庫利用をお試し利用よりも先行して進めたい。使用貸借契約について、現時点で地域の社団法人を設立していないが、契約相手として任意団体でも構わないのか。

(市)

任意団体であっても、使用貸借契約を締結することはできる。ただ、市としては、地域の事業という性質からして、地域で立ち上げた法人がないのであれば、まちづくり協議会などの地域を代表した組織と契約を締結したい。

(地域)

まちづくり協議会名で契約できるよう地域内で調整を進める。

(市)

よろしく願います。